

## 精米及び食用玄米の輸出に関する植物検疫条件(貨物)

国名	精米	玄米
香港	植物検疫証明書(注1)無しで輸出可能	植物検疫証明書無しで輸出可能
シンガポール	〃	〃
マレーシア	〃	〃
EU	〃	〃
米国	〃	〃
カナダ	〃	〃
ニュージーランド	〃	〃
台湾	〃	植物検疫証明書を添付すれば輸出可能
オーストラリア	〃	二国間の合意に基づく検疫措置が必要
韓国	植物検疫証明書を添付すれば輸出可能	植物検疫証明書を添付すれば輸出可能
ベトナム	〃	〃
インドネシア	〃	〃
アラブ首長国連邦	〃	〃
タイ	〃	輸出できない
フィリピン	輸入許可証(注2)の取得及び植物検疫証明書を添付すれば輸出可能	輸入許可証の取得及び植物検疫証明書を添付すれば輸出可能
インド	植物検疫証明書の添付及び消毒が必要	植物検疫証明書の添付及び消毒が必要
中国	二国間の合意に基づく検疫措置が必要	輸出できない

※1 当該表は、精米に対する検疫条件が少ない国の順番で掲載しています。

※2 輸出相手国に植物検疫以外の規制がある場合、それにも合致させることが必要があります。

また、携行品及び郵便での持ち出しについては検疫条件が異なる場合があります。

注1 植物検疫証明書は輸出検査に合格すると発給されます。

注2 輸入許可証は輸出相手国より発給されます。